

◇ 令和7年度 国民健康保険料の軽減について ◇

1. 所得要件による保険料の軽減 ※申請は不要です

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の軽減判定所得が、下記の軽減判定基準表に該当する場合は、均等割額及び平等割額を軽減します。

《軽減判定基準表》

軽減割合	世帯の軽減判定所得 ※いずれも前年中の所得
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 30万5千円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + 56万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

【軽減判定所得とは?】世帯主と、被保険者全員の所得の合計で判定します。

65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれの方）の公的年金所得は、15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額です。

【特定同一世帯所属者とは?】

後期高齢者入用制度への移行（75歳以上：昭和25年1月1日以前生まれの方、又は障害認定者）により国保を脱退した人のうち、同じ世帯に国保加入者がいる方のことです。以降継続して移行時の世帯主と同じ世帯に所属することが条件です。

世帯に一人でも未申告の方がいると軽減判定ができません。所得申告をしましょう！

2. 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の軽減

① 保険料の軽減判定

国民健康保険料の軽減（7割・5割・2割軽減）は、賦課期日（4月1日）現在の国保加入者の世帯員数と所得で判定しますが、後期高齢者医療制度に移行し国保加入者が減った場合も、今までと同じ軽減判定を行うため、特定同一世帯所属者を含め軽減判定を行います。

② 世帯ごとに負担する保険料（平等割額）の軽減措置 ※医療分、支援分のみ

国保加入者である世帯主又は世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことで、国保加入者が一人になった場合、国民健康保険料の平等割額が下記のとおり軽減されます。

ただし、世帯主が変わった場合は、その月以降の平等割は軽減されません。

【特定世帯】 後期高齢者医療制度へ移行後、最初の5年間は2分の1に軽減

【特定継続世帯】 6～8年目までの3年間は、4分の1に軽減

③ 旧被扶養者に係る減免 ※申請が必要、7割・5割軽減に該当する方は対象外です

被用者保険（協会けんぽなどの社会保険等）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで、その被扶養者が国保加入者（旧被扶養者）となった場合、下記のとおり保険料を軽減します。加入日時点で65歳以上の方が対象です。

【均等割額】 国保加入後2年間は5割軽減 ※2割軽減世帯は、更に3割軽減

【平等割額】 国保加入後2年間は5割軽減 ※旧被扶養者だけの世帯のみが該当

【所得割額】 当分の間、免除